

「歩道が庭～公共空間ににじむまちの個性～」

0. 提案の概要

- ・ 歩道空間の維持管理・活用をそこに接する建物の管理者に委ねるというもの。
- ・ 歩道空間が個性化されることで、まちの特徴があらわれ、歩くことが楽しくなる。
- ・ また、公共的活用を前提としているため、高齢者や親子連れ等が休める空間が創出される

1. 歩道空間の現状と課題

【維持管理費用】

- ・ 財政難による公共空間の維持管理費は慢性的に不足しているため、少しでもコスト削減を図る必要がある。

【金太郎飴のようなまち】

- ・ 道路構造令に準拠した整備により、どこの道路空間も似たようなものとなっている。
- ・ 特定のエリアを除いては、街の個性を出す等の検討は進捗していない（ように見受けられる）。

【高齢者が休めない】

- ・ ユニバーサルデザイン都市を発展させるためにも、健常者と同様に高齢者や身体が不自由な人が「歩く」を楽しむための仕組みや考えが必要である。

2. 解決策

維持管理が容易で、まちの特徴が滲み、ユニバーサルデザインの観点も勘案した歩道空間づくりとして以下の仕組みを解決策とします。

「歩道を庭とする仕組み」

【仕組みのきほん】

- ・ 建物が道路（歩道部）に接している建物所有者は、その歩道部を活用することが可能
- ・ ただし、活用としては一般の人が使用できる公共的活用とし、個人的活用は実施しない
- ・ また、あわせて当該区間の歩道部の維持管理も実施すること
※道路構造令上、最低必要な歩道幅員を確保した上



これによりこんな行動がおきます！！

【建物所有者】

- ① 建物の前にベンチを置いたり、樹木を植えるといった行為ができます
(例えばカフェや食事処なら、お客用の席を拡張したり、植物屋さんなら、植樹帯の個性化や、ちょっとしたベンチを置いたりできます)
- ② 維持管理も実施します行政はあくまで維持管理の指導をするだけでコストはかかりません。

【高齢者】

途中に休憩できる場所ができるため、長い距離を連続して歩く必要は無くなります

ここがポイント！

従来の方法である PFI や指定管理者制度に近いが、管理を委ねる場所が自分の建物の目の前であることが、大きな違い。メリットやデメリットが直結するため、これにより、管理者は自分の庭のように公共空間を捉え活用や維持管理を実施します。

3. 今後の展開 ～こんなことが期待できるかもしれません～

- ・ まち歩きイベントを始めとしたまちを使ったイベントの活性化
- ・ 公共空間維持管理大賞決定戦などの維持管理イベントの創設
- ・ 地価の向上、不動産価値の向上

4. おわりに ～いろんなしくみを組み合わせる～

この仕組みだけでまちがかかえる課題は解決しないかもしれません。

この「歩道が庭」という仕組みは公開空地制度と対極にあります。「公開空地」が容積率のアップのために公共に土地を差し出すものであるならば「歩道が庭」は、集客力のアップのために公共の土地を活用する物であると思うのです。

このように、一方向からではなく、複数の手法を上手に活用しまちづくりを実践することが、課題解消、ひいてはまちの魅力づくりに繋がると考えます。
